

令和6年度 償却資産申告のしおり

令和5年12月
山形県東置賜郡川西町

本町税務行政につきましては、日頃より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在、川西町内に所在する償却資産を申告していただくことになっておりますので、同封の申告書にて所定事項を記入のうえ、期日までご提出ください。

申告期限	令和6年1月31日（水）午後5時15分まで
申告書提出先 (及びお問い合わせ先)	〒999-0193 山形県東置賜郡川西町大字上小松977番地1 川西町役場税務会計課 電話：(0238) 42-6624（直通）

1 申告義務者

令和6年1月1日（賦課期日）現在において、川西町内に償却資産を所有（貸与している資産も含む。）している方が申告義務者となります。したがって、株式会社・有限会社等の組織、財団・社団法人等の公益法人、並びに青色・白色申告を行っている個人の方などが該当します。

また、申告の対象となる資産のない方、資産の増減のない方、事業をやめられた方、並びに休業、移転等をされた方についても、申告書にその旨記載し提出してください。

2 申告の種類

(1) 前年度申告された方（増減申告）

令和5年度課税資産がすでに記載されております。令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に増加、減少のあった資産について申告してください。

(2) 初めて償却資産を所有された方、事業を開始された方（全資産申告）

令和6年1月1日現在所有する全資産を申告してください。

(3) 電算処理により申告される方

全国統一様式により申告してください。

なお、評価額（ホ）、決定価額（ヘ）、及び課税標準額（ト）の欄は必ず記載してください。

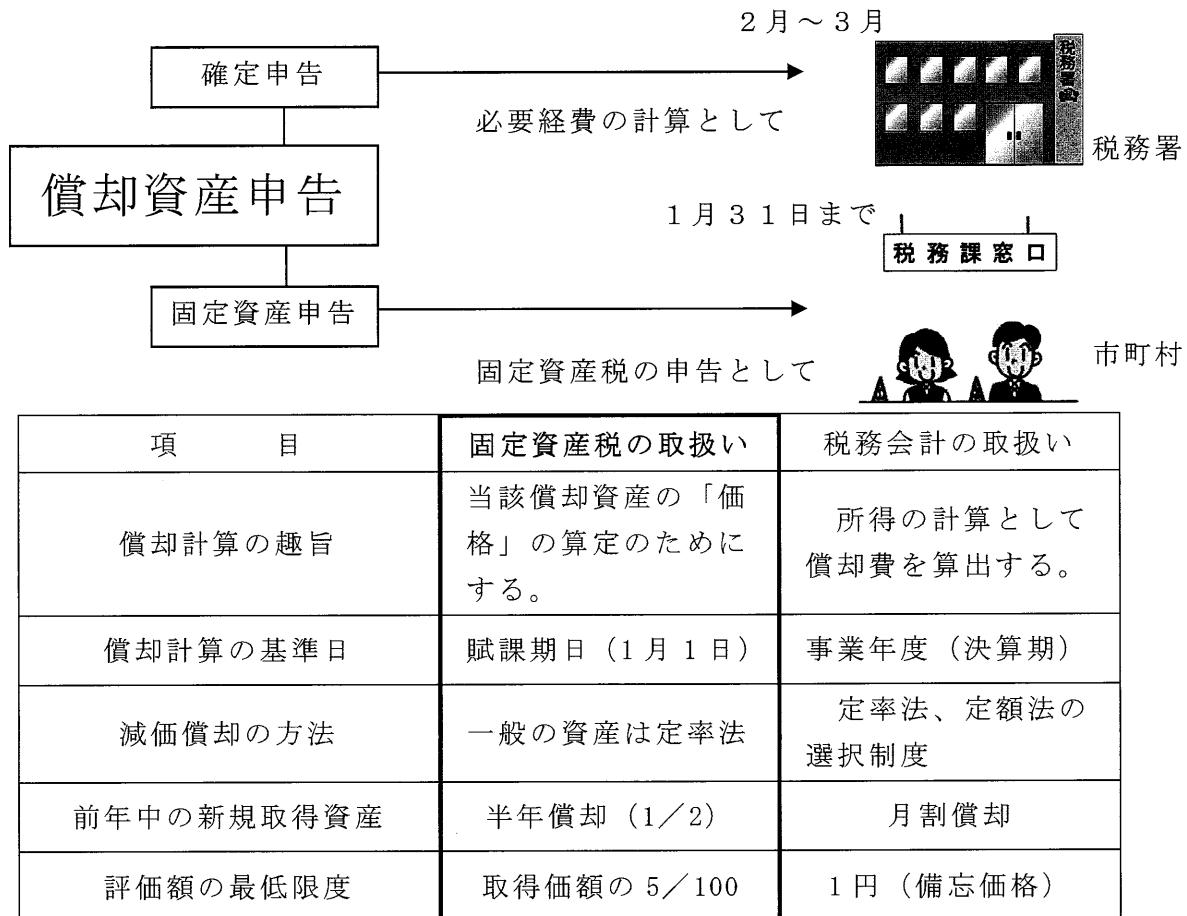
※申告書1枚を送付しております。控えが必要な方は恐れ入りますが、コピーをして保管してください。また、収受印の入った写しが必要な際は、申告書の写し若しくはコピー代金（郵便小為替にて1枚30円）と切手を貼った返信用封筒を同封してくださいますようお願いします。

税務会計と固定資産税(地方税法)における取扱いの相違点

償却資産は、必要経費として計上される一方、当該資産は固定資産の課税対象になり、その所有者は、それぞれに申告が必要になります。

確定申告時に申告しているものは、経費の計算のために税務署に申告するものであり、この度申告をお願いするものは、毎年1月1日現在所有する償却資産について所在地の市町村長に申告しなければならないことになっているものです。

(地方税法第383条)



申告について

この度、申告のご案内があった方

(償却資産細目一覧表に令和5年1月1日現在の資産が印字してあります)



資産の増減の申告

- 令和5年に取得した資産・申告漏れの資産
- 令和5年に減少した資産・記載内容の変更

「償却資産細目一覧表」記入例を参照

昨年と
変わらない



増減なしの申告

「償却資産申告書書き方」参照、右下欄「18備考」の「2.該当資産なし」に○印をつけて申告書のみ提出

資産なし、廃業の申告

「償却資産申告書書き方」参照、右下欄「18備考」の「3.該当資産なし」に○印をつけて、申告書のみ提出

償却資産の範囲

～申告の対象となる資産～

会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械、工具、器具、備品等の資産を償却資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

具体的には右記の減価償却計算表等に記載があるとおり、減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要経費に算入される資産のうち、土地・家屋の取得費用及び下記の「申告の対象から除外される資産」以外の事業の用に供している資産が課税の対象となります。

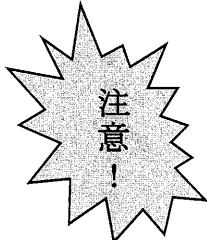
～イメージ～

P 7 (資料 1、2) をご参考ください

～申告の対象から除外される資産～

- (1) 一時損金算入、3年一括償却した資産
 - (2) 他の税目で課税されている資産（家屋・ナンバーの付いた車両など）
 - (3) 概ね家庭用に供されている資産
 - (4) 無形償却資産（特許権、ソフトウェア等）
 - (5) 時間の経過による価値の減少がないもの（絵画、骨董、果樹、家畜等など）

～申告漏れしやすい資産～



- (1) 耐用年数が過ぎた資産
 - (2) 各種工事費用
 - (3) 課税の対象にならないものに付属(外付け)している資産
 - (4) 大型特殊車両に該当する建設車両
 - (5) 租税特別措置法第28条の2の規定を適用し、即時償却をしている資産

申告すべき資産が分からぬ場合

下記の書類をお持ちのうえ、お早めに税務会計課までご相談ください。

お持ちいただいた書類

- ① 償却資産申告書及び細目一覧表（このたび送付した書類）
 - ② 償却資産計算表（減価償却費の計算が分かる書類）
 - ③ その他、減価償却資産の明細の分かる書類

～よくある間違い～

所得税申告をした際に提出した償却資産計算書をもとに、固定資産税が自動的に課税されることはありません。申告義務者各位におかれましては、青色・白色申告を問わず、固定資産税（償却資産）の申告をお願いします。

償却資産の評価・税額の求め方

評価額

(1) 前年中に取得された償却資産

$$\boxed{\text{価格（評価額）}} = \boxed{\text{取得価額}} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}^*}{2}\right)$$

(2) 前年前に取得された償却資産

※P7（資料3）をご参照ください

$$\boxed{\text{価格（評価額）}} = \boxed{\text{前年度の価格}} \times (1 - \text{減価率}) \cdots \cdots ①$$

ただし、①で求めた額が取得価額の5%よりも小さい場合は、取得価額の5%の額を価格とします。

課税標準額

償却資産は、原則として所有資産の総価格が課税標準額となりますので、それに税率を乗じて税額を求めます。

$$\boxed{\text{課税標準額（価格)} \times \text{税率（1.4\%)} = \text{税額}}$$

※免税点 1,500,000 円

～ナンバープレート取得をお願いします～

乗用の農耕作業用自動車（田植え機、コンバイン、耕耘機、トラクター）や小型特殊自動車（パワーショベル、フォークリフトなど）、令和5年中に取得した農耕用トラクターによりけん引されて使用される農耕用トレーラ（運搬用トレーラ、ロールベーラー、マニュアルプレッダー、スプレイヤーなど）は軽自動車税（種別割）の対象となるため、ナンバープレートの取得が必要になります。

※公道を走行しなくとも、所有していれば課税の対象となります。

* 車両を取得した際は、必ずナンバー取得のお手続きをお願いします。

○お手続き先

川西町役場 1階 総合窓口

○ナンバー取得手続きに必要なもの

- ・車名（メーカー名）、型式番号、車体番号（製造番号）がわかるもの
- ・販売証明書（譲渡証明書）や契約書など

○税額（年額）

- ・農耕作業用・・・2,400円
- ・小型特殊自動車・・・5,900円

申告書記入例

①・② 打ち出されている住所・氏名が誤っている場合は訂正してください。まだ十分なスペースがありますが、ありがたきを付してください。
さい。(ビルの名称、階数及び部屋番号含む。)

なお所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

(1) 令和5年1月1日現在の取得価額の合計が予め記載されています。

— 5 —

細目一覧記入例

該当する種類の番号を記載してください。

1 構築物 2 機械・装置

3 船舶 4 航空機

5 車両・フォークリフト

6 工具・器具・備品

資産を実際に取得した年月を記載してください。
年号は、昭和→3、平成→4、令和→5として記載してください。

△の資産(昨年申告分)
△5年1月現在

償却細目一覧表

資産番号	資産の名称・規格・型式	数量	取得時期 年月	耐用 年数 月	取 得 價 格 (円)	取 得 時期 年月	耐用 年数 月	取 得 價 格 (円)	特例 非課税
00100002	1 ハイガン	1	4 12 6	15	580,000				21
1	00100015	1 地下タンク	6	3 62 7	15	3,000,000			22
2	00200002	2 荷受けホッパー	1	4 18 3	7	400,000			23
3									24
4									25
									26
									27
									28
									29
									30
									31
									32
									33
									34
									35
									36
									37
									38
									39
									40

資産の名称及び規格等を記載してください。

記載例一イ プリントされている内容を「修正」する場合

00100002	1 ナンバー	給排水設備	1	4 12 6	15	580,000			
			1	4 13 5					

記載例一ロ プリントされている資産の「一部が減少」した場合

00100015	1 地下タンク		5	3 62 7	15	-3,000,000			
			1	4 10 3	7	2,500,000			

記載例一ハ プリントされている資産が「減少」した場合(耐用年数を過ぎても減少とはなりません)

00200002	2 ナンバー		1	4 10 3	7	-400,000			
			1	4 10 3	7	400,000			

記載例一ニ ナンバー登録等により課税対象から外れる場合

00200005	2 ナンバー		1	4 20 4	7	-6,500,000	No.		
			1	4 20 4	7	6,500,000	00-00		

記載例一ホ 資産が新たに「増加」(新規取得など)した場合

6 プリンターFAX複合機	1	4 30 3	6	980,000					
	1	4 30 3	6	980,000					

資産を取得するために、その取得時ににおいて通常支出すべき金額(付帯費を含む。)を記載してください。

なお、圧縮記帳についてでは償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた取得金額を記載してください。

修正する箇所を「=」で消し、余白に修正後の内容を記載してください。

記載例一ロ プリントされている資産の「一部が減少」した場合

一部減少も、イと同様に「=」で消し、変更後の数量、取得価額を記載してください。

記載例一ハ プリントされている資産が「減少」した場合(耐用年数を過ぎても減少とはなりません)

減少する資産の欄を「=」で消すとともに、除却理由を記入ください。

記載例一ニ ナンバー登録等により課税対象から外れる場合

前例同様、「=」で消すとともに、除却理由に車両ナンバーを記入ください。

種類、取得資産の品名、数量、取得時期、耐用年数、取得価額を記載してください。
なお、空欄に書ききれなくなつた際は、担当までご連絡ください。

※ 傷却資産の申告は、地方税法第383条により行うものですが、申告しなかつた場合又は虚偽の申告を行った場合には、過料又は罰金等が課せられることがありますのでご注意ください。
(地方税法第385条及び同法第386条)

(資料1) 業種別の主な償却資産の例

償却資産は、事業所得の申告の際、減価償却費として経費計上している資産が課税の対象となります。本紙もご参考のうえ、適正な申告をお願いします。

農業	乾燥機、もみすり機、動噴、管理機、播種機、草刈機、バイオンドー、ハーベスター、耕耘機、育苗機、キャラリア、精米機、散布機、モノラック、カッター、あせ振り機、ハウス、水路工事、その他田植機、トラクター、コンバイン、スピードスライヤー等については、小型特殊自動車の規格を超えるもの。	※ いずれも自動車税、軽自動車税又は、家屋などの固定資産税が課税されるものは除かれます。
	応接セット、キャビネット、ロッカー、テレビ、看板、ネオンサイン、ルームクーラー等の冷暖房設備、駐車場舗装、その他	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、計算機、複写機、タイムレコーダー、テレビ、看板、ネオンサイン、ルームクーラー等の冷暖房設備、駐車場舗装、その他
事務所	カウンター、室内装飾品、金庫、金銭登録機、テレビ、カラオケ、レーベーディスク、ステレオ、ジュークボックス、放送設備、タオル蒸器、冷暖房設備、冷蔵庫、ガスレンジ等のちゅう房用品、製めん機、モーター、日よけ、看板、ネオンサイン、自動版売機、駐車場舗装、その他	カウンター、室内装飾品、金庫、金銭登録機、テレビ、カラオケ、レーベーディスク、ステレオ、ジュークボックス、放送設備、タオル蒸器、冷暖房設備、冷蔵庫、ガスレンジ等のちゅう房用品、製めん機、モーター、日よけ、看板、ネオンサイン、自動版売機、駐車場舗装、その他
喫茶・飲食店	理容椅子、応接セット、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、赤外線灯、洗面設備、テレビ、ルームクーラー、金銭登録機、サンボーラ、ネオンサイン、駐車場舗装、その他	理容椅子、応接セット、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、赤外線灯、洗面設備、テレビ、ルームクーラー、金銭登録機、サンボーラ、ネオンサイン、駐車場舗装、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、プレス、ミシン、モーター、給排水設備、看板、駐車場舗装、その他	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、ペッド、キャビネット、エックス線装置、頸微鏡、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、歯科診療用ユニット、投影器、科学検査機器、保育器、冷蔵庫、金銭登録機、ルームクーラー、給食用厨房器具、ネオンサイン、看板、駐車場舗装、門、扉、橋、その他
医療薬局業	ショーウィンドー、陳列ケース、金銭登録機、自動販売機、冷蔵ストッカー、店用簡易装備、間仕切り、日よけ、ルームクーラー、ネオンサイン、看板、駐車場舗装、その他	ショーウィンドー、陳列ケース、金銭登録機、自動販売機、冷蔵ストッカー、店用簡易装備、間仕切り、日よけ、ルームクーラー、ネオンサイン、看板、駐車場舗装、その他
小売業	冷蔵庫(室)、冷凍器、陳列ケース、肉切機、ひき肉器、ポンプ、金銭登録機、駐車場舗装、その他	冷蔵庫(室)、冷凍器、陳列ケース、肉切機、ひき肉器、ポンプ、金銭登録機、駐車場舗装、その他
ガソリン給油所	ガソリン計量機、リフト、充電機、コンプレッサー、照明設備、看板、地下タンク、テレビ、キャビネット／、金銭登録機、消火器、自動販売機、構内舗装、その他	ガソリン計量機、リフト、充電機、コンプレッサー、照明設備、看板、地下タンク、テレビ、キャビネット／、金銭登録機、消火器、自動販売機、構内舗装、その他
自動車修理業	旋盤、プレス、ホニシング、リフト、エンブロッカ、オイルクリーナー、カーワッシャー、コンプレッサー、熔接機、コンデンサー、グラインダー、万力、ドリル、検査工具、治具、刃削工具、取付工具、金庫、その他事務機器、駐車場舗装	旋盤、ボルト盤、定盤、フライス盤、プレス、シャーリング、カッター、研磨機、グラインダー、モーター、熔接機、コンプレッサー、クレーン、検査工具、治具、取付工具、刃削工具、駐車場舗装、その他
金属製品組立加工業	『国定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」(総務省)により作成	『国定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」(総務省)により作成

(資料2) 資産の種類

資産の種類		範囲
構築物 (建物附属設備)	門、堀、廣告設備、舗装路面、緑化施設、屋外排水溝、給水塔、貯水槽、土木設備、工作物、農業用ビニールハウス等(看板、ネオンサイン、電気設備等)	門、堀、廣告設備、舗装路面、緑化施設、屋外排水溝、給水塔、貯水槽、土木設備、工作物、農業用ビニールハウス等(看板、ネオンサイン、電気設備等)
機械・装置	工作機械、木工機械、土木建設機械、印刷製本設備、旋盤、ボル盤、圧縮機、ポンプ、ボイラ、太陽光発電システム、その他各種産業用機械及び装置等	工作機械、木工機械、土木建設機械、印刷製本設備、旋盤、ボル盤、圧縮機、ポンプ、ボイラ、太陽光発電システム、その他各種産業用機械及び装置等
船舶	ボート、はしけ、漁船、釣船等	ボート、はしけ、漁船、釣船等
航空機	飛行機、ヘリコプター、グラライダー等	飛行機、ヘリコプター、グラライダー等
車両・運搬具	鉄道用車両、トロッコ等、大型特殊自動車に分類されるもの	鉄道用車両、トロッコ等、大型特殊自動車に分類されるもの
工具・器具・備品	机、椅子、ロッカー、ワープロ、パソコン、冷暖房器具、自動販売機、医療用機器、エアコン、テレビ、カラオケ、陳列ケース、万力などの工具、絵画、音響設備、厨房屋用品、娛樂用器具等	机、椅子、ロッカー、ワープロ、パソコン、冷暖房器具、自動販売機、医療用機器、エアコン、テレビ、カラオケ、陳列ケース、万力などの工具、絵画、音響設備、厨房屋用品、娯楽用器具等

(資料3) 減価率及び減価残存率

耐用年数	減価率	減価残存率	耐用年数		減価率	減価残存率
			1- $r/2$ (初年度)	1- r (2年目以降)	r	(初年度)
2	0.684	0.658	0.316	13	0.162	0.919
3	0.536	0.732	0.464	14	0.152	0.924
4	0.438	0.781	0.562	15	0.142	0.929
5	0.369	0.815	0.631	16	0.134	0.933
6	0.319	0.840	0.681	17	0.127	0.936
7	0.280	0.860	0.720	18	0.120	0.940
8	0.250	0.875	0.750	19	0.114	0.943
9	0.226	0.887	0.774	20	0.109	0.945
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956
12	0.175	0.912	0.825	30	0.074	0.963

注意事項

(1) 決算期以降、賦課期日（1月1日）現在までに取得した資産について、申告漏れのないようにしてください。申告漏れ資産等がある場合、過年度にさかのぼって課税されます。

台帳等が未整理のため令和6年1月31日までに申告できなかった資産については、台帳等の整理がつき次第、必ず修正、追加の申告をしてください。

(2) 【不申告及び虚偽の申告】

申告すべき事項について、虚偽の申告をした場合、また正当な理由なく申告しなかった場合には、地方税法第385条及び第386条の規定により過料を科せられることがあります。

(3) 【国税関係資料の閲覧の実施】

地方税法第354条の2の規定により、市町村長は固定資産税の賦課徴収のため、国税関係資料の閲覧等を行うことが認められています。調査の際は所得税、法人税申告書の減価償却費の明細書を申告の参考とさせていただきます。

(4) 【控えについて】

申告書1枚を送付しております。控えが必要な方は予めコピーの上、大切に保管してください。収受印のついた控えが必要な際には、申告書の写しまたはコピー代金（1枚30円）のご用意をお願いします。

また郵送の際は、申告書の写しまたはコピー代金（郵便小為替）と切手を貼った返信用封筒の同封をお願いします。

実地調査のお願い

地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、償却資産の調査にうかがうことがありますので、その際はご協力のほどお願いします。

また調査の結果、修正申告をお願いすることがあります、その場合の課税に際しては、現年度だけでなく、資産を取得した年の翌年度（本来課税される年度）まで遡及（最大5年度）するがあるので、注意の上ご承知おきください。

申告方法についてのお問い合わせ

その他詳細につきましては、下記のお問合わせ先までお願いします。

〒999-0193 山形県東置賜郡川西町大字上小松 977 番地 1
川西町税務会計課 TEL (0238) 42-6624 (直通)